

# 新潟県市町村総合事務組合公報

号外

令和 2 年 7 月 28 日

新潟県市町村総合事務組合

## 目 次

規 則	ページ
9 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 ……	1

## 規 則

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和 2 年 7 月 28 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

### 新潟県市町村総合事務組合規則第 9 号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則（平成 16 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～3 （略） （特定退職者に関する暫定措置） 4 受給資格に係る退職の日が雇用保険法 <u>施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）附 則第 1 条の 4 に規定する離職の日に相当 する期間内である者に係る第 20 条及び第 37 条第 1 項の規定の適用については、第 20 条中「次のとおり」とあるのは「雇用保険 法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号） 附則第 1 条の 4 の規定により読み替えら れた同規則第 36 条（各号列記以外の部分 に限る。）に規定する理由により退職した 者のほか、次のとおり」と、第 37 条第 1 項 中「雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働 省令第 3 号）」とあるのは「雇用保険法施 行規則」とする。</u>	附 則 1～3 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第 13 号（表面）及び（裏面）を次のように改める。

別記様式第13号（第16条関係）（表面）

新潟県市町村等職員退職票

① 年 月 日交付		② 所属組合 市町村等		③ 所 属 会計名						
退職 した 職員	④ 氏 名	⑤ 性 別	男・女	⑥ 生年月日 及び年齢	年 月 日 満 歳					
	⑦ 住 所 又 は居所			⑪ 勤 続 期 間	年 月					
	⑧ 就 職 年月日	年 月 日	⑩ 給 与 形 態	(A) 月給・旬給・ 週給等	⑫ 受給資 格区分					
	⑨ 退 職 年月日	年 月 日		(B) 日給・時間給 出来高払制等		(A) 一般受給資格				
				(B) 高年齢受給資格						
				(C) 特例受給資格						
⑬ 失業者の 退職手当 算定の基 礎となる 給与総額	(A) 基本となる給与が月、週 その他一定の期間によっ て定められている者		(B) 基本となる給与が日、時間、出来高払 制その他の請負制によって定められて いる者		⑭ 賃金日額算定 の根拠及び額					
	退職の月前6月に支払われた給 与の総額		退職の月前6月にお ける労働日数	(イ) 日、時 間、出来高 払その他の 請負制によ る給与	(ロ) 月、週その 他の一定の期間 によって定めら れていた給与	賃金日額 算定の方式 円				
	1 給 料	円					月分	日	円	円
	2 扶養手当	円					月分	日	円	円
	3 地域手当(又は これに相当する 給与)	円					月分	日	円	円
	4 時間外勤務手当	円					月分	日	円	円
	5 手当	円					月分	日	円	円
	6 手当	円					月分	日	円	円
	7 手当	円					月分	日	円	円
	8 手当	円					月分	日	円	円
9 手当	円	月分					日	円	円	
10 手当	円	月分	日	円	円					
合計		合計		円	円					
⑮退職時に支払われた 一般の退職手当等 の額		円	説明欄	⑯退職時の給 料月額						
⑰退 職 事 由		別紙のとおり								
⑱上記の記載事項を確認する。(退職した職員の氏名)					㊟					
⑲組合市町村等	所在地									
	名 称									
⑳所属組合市町村等の長の氏名及び印					印					
㉑ 組合市町村等記載 欄		※ 公共職業安定所記載欄								

## 別記様式第13号（裏面）

〔退職した職員の注意事項〕

### 1 記載上の注意

- ⑦欄には、職員の個人的な事情に起因する退職の場合、退職の主たる事由を一つ選択し、退職者記載欄の□の中に○印を記入すること。
  - ⑧欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに所属組合市町村等の長に申し出て訂正を受けること。
- 2 この票の交付を受けたときは、速やかに住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭の上提出すること。ただし、退職後公共職業安定所に出頭しないまま退職の日の翌日から1年以内に再び職員となった場合には、この票を再就職した所属組合市町村等の長に提出すること。
- 3 基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から1年間（これを支給期間という。）であること。その1年間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則第22条第2項に定める所定の期限までに公共職業安定所に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加えた期間（最大限4年）となること。

〔所属組合市町村等の長の記載心得〕

- 1 職員が退職したとき、その職員が失業者の退職手当を受ける資格を有する場合には、所属組合市町村等の長はこの退職票に所定の事項を記載し、正副2通作成し、うち1通に印を押した上退職した職員に交付し、1通（写）を保管しておくこと。

### 2 記載上の注意

- ①欄には、この票を職員に交付した日を記載すること。
  - ②欄には、退職した職員が所属していた組合市町村名等を朱書すること。
  - ③欄には、退職した職員に給与が支払われた会計名を朱書すること。
  - ④欄には、退職した職員の氏名を記載すること。
  - ⑤欄には、退職した職員の性別について男女のいずれかに○印を付けること。
  - ⑥欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。
  - ⑦欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。
  - ⑧欄には、退職した職員の退職前引き続き組合市町村等の職員として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。
  - ⑨欄には、退職した職員の退職した年月日を記載すること。
  - ⑩欄には、退職した職員の給与形態に応じて(A)欄又は(B)欄の該当箇所に○印をつけること。
  - ⑪欄には、退職した職員の⑧欄から⑨欄までの退職手当の計算の基礎となった勤続期間及び退職手当支給条例第26条第2項の規定によって通算される期間の合計期間を記載すること。
  - ⑫欄には、退職した職員を雇用保険法の被保険者とみなした場合において、同法第37条の2第1項に該当する者は(B)欄に、同法第38条第1項に該当する者は(C)欄に、その他の者については(A)欄に○印を付けること。
  - ⑬欄には、退職した職員の退職の月前の最後の6月間に支払われた給与の総額を記載し、職員の基本となる給与が月給、旬給、週給等一定の期間によって定められている場合には、(A)欄に給与の種類別に6月間の総額を記載し、職員の基本となる給与が日給、時間給、出来高払制によって定められている場合には、(B)欄にその各月の労働日数及び給与額を記載すること。(B)欄に記載する場合には、退職者の給与が全て日給、時間給、出来高払制等労働量に応じて支給するものであるときは、(イ)の欄のみ記載し、退職者の給与が一部は日給、時間給等、一部は月、週その他の期間によって支給するときは、(イ)の欄及び(ロ)の欄にそれぞれ区別して各月の総額を記載すること。
  - ⑭欄には、退職した職員の賃金日額及び算定の方式を記載すること。
  - ⑮欄には、退職した職員の退職時に支払った一般の退職手当等の額を記載すること。なお、説明欄には、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合にはその旨を記載すること。
  - ⑯欄には、退職した職員の退職時の給料月額（給料が日額で定められている者にあつては、日額）を記載すること。
  - ⑰欄には、退職の主たる事由を一つ選択し、所属組合市町村等の長記載欄の□に○印を記入のうえ、具体的事情記載欄（所属組合市町村等の長用）に具体的事情を記入すること。
  - ⑱欄には、この退職票を交付する所属組合市町村等の所在地、電話及び名称を記載すること。
  - ⑳欄には、所属組合市町村等の長の氏名を記載し、その印を押すこと。
  - ㉑欄には、通算される期間（⑪欄と同じ。）、基本手当の日額、所定給付日数及び待期日数その他必要な事項を記載すること。
- ※印の欄には記載しないこと。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則による改正後の新潟県市町村総合事務組合退職手当条例施行規則附則第4項の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。
- 3 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の新潟県市町村総合事務組合退職手当条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の新潟県市町村総合事務組合退職手当条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。